

草津市産官学連携特別顧問設置要綱

(設置)

第1条 市の産官学連携を図るため、産官学連携特別顧問（以下「特別顧問」という。）を置く。

(職務)

第2条 特別顧問は、産官学連携に関して市長に助言を行い、その求めに応じて関係機関および職員に対して適切な指導を行う。

(委嘱)

第3条 特別顧問は、広い見識を持つ者のうちから、市長が適当と認めたと者に委嘱する。

(身分)

第4条 特別顧問は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の顧問とする。

(任期)

第5条 特別顧問の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第6条 特別顧問には、報酬を支給するものとし、報酬の額は予算の範囲内で市長が定める。

2 特別顧問が公務のために旅行するときは、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(守秘義務)

第7条 特別顧問は、職務上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(草津市教育行政および産官学連携特別顧問設置要綱の廃止)
- 2 草津市教育行政および産官学連携特別顧問設置要綱（平成26年草津市告示第64号）は、廃止する。

(令和3年3月30日掲示済み)

草津市告示第97号

草津市農商連携調整員設置要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市農商連携調整員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ガーデンシティの推進と農業振興に向けた農商連携の推進を通じた地域産業の活性化やまちづくりに資するため、農商連携調整員（以下「調整員」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 調整員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任命)

第3条 調整員は、景観形成や農業に関する広い識見を持ち、緑を活かした景観形成や農商連携に精通した者のうちから市長が任命する。

(職務)

第4条 調整員は、ガーデンシティの推進と農商連携およびそれに関連する業務に関する職務を行う。

(服務)

第5条 調整員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(任期)

第6条 調整員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第7条 調整員には、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定

める。

2 調整員が公務のために旅行するときは、報酬条例第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第8条 調整員が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

(災害補償)

第9条 調整員の公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年草津市条例第32号)の規定により補償するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日掲示済み)

草津市告示第98号

草津市未収金対策会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市未収金対策会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市未収金対策会議設置要綱(平成21年草津市告

示第177号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、人権政策課長」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日掲示済み)

草津市告示第99号

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱(平成28年草津市告示第104号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「扶助または援助を受けている」を削り、同項第1号中「教育扶助」の右に「を受けている者」を加え、同項第2号中「に基づく援助」の右に「を受けている者であって、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱(令和2年草津市告示第343号)に基づく貸与を受けていないもの」を加え、同項に次の2号を加える。

- (3) 草津市就学援助費給付要綱に基づく援助を受けている者であって、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく貸与を受けているもの
- (4) 草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく貸与を受けていない者(第2号に規定する者を除く。)

第2条第2項に次の2号を加える。

- (3) 前項第3号に掲げる援助の受給者 次条第3号、第8号、第9号および第10号に掲げる経費
 - (4) 前項第4号に掲げる貸与の受給がない者 次条第1号から第9号までに掲げる経費
- 第3条第6号中「児童」の右に「または中学校に在学する生徒」を加え、同条に次の1号を加える。

- (10) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指

別記様式第5号中「㊦」を削り、「保護者受領欄」を「保護者受領確認欄」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日掲示済み)

草津市告示第100号

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第322号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であって、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以下同じ。）	学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をいう。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、校外活動費（児童もしくは生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通にかかる経費および見学に係る経費または児童もしくは生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必
---	--

要な交通、宿泊および見学にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学費（児童または生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通にかかる経費であって、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃をいう。以下同じ。）、修学旅行費、医療費、学校給食費（児童または生徒が学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する経費のうち材料にかかる費用をいう。以下同じ。）、体育実技用具費（中学校等の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手および垂れをいう。）、剣道着、竹刀および防具袋で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入にかかる経費をいう。以下同じ。）および卒業アルバム代等（小学校等または中学校等を卒業する児童または生徒に対して、通常制作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費をいう。以下同じ。）

」を

「

その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であって、要保護者に準ずる程度に困窮している者と	学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をい
--	--

して草津市準
要保護者認定
要綱（平成29
年草津市教育
委員会告示第
18号）に基づ
き教育委員会
が認める者を
いう。以下同
じ。）のうち
、草津市家庭
学習のための
通信機器貸
与事業実施要
綱（令和2年
草津市告示第
343号）に基
づく利用者を
除いたもの
う。）の購入にかかる経費をい
う。以下同じ。）、校外活動費（児
童もしくは生徒が校外活動（学
校外に教育の場を求めて行われ
る学校行事としての活動（修学
旅行を除く。）をいう。）のうち、
宿泊を伴わないものに参加する
ため直接必要な交通にかかる経
費および見学に係る経費または
児童もしくは生徒が宿泊を伴う
校外活動に参加するため直接必
要な交通、宿泊および見学にか
かる経費をいう。以下同じ。）、
通学費（児童または生徒が最も
経済的な通常の経路および方法
により通学する場合の交通にか
かる経費であって、片道の通学
距離が児童にあつては4キロメ
ートル以上、生徒にあつては
6キロメートル以上の者につい
て、その者が通学に利用する交
通機関の旅客運賃をいう。以下
同じ。）、修学旅行費、医療費、
学校給食費（児童または生徒が
学校給食を受けている場合の当
該学校給食に要する経費のうち
材料にかかる費用をいう。以下
同じ。）、体育実技用具費（中学
校等の保健体育の柔道または剣
道の授業の実施に必要な用具の
うち柔道にあつては柔道着、剣
道にあつては防具一式（面、胴、
甲手および垂れをいう。）、剣道
着、竹刀および防具袋で、当該
授業を受ける生徒全員が個々に
用意することとされているもの
の購入にかかる経費をいう。以
下同じ。）および卒業アルバム
代等（小学校等または中学校等
を卒業する児童または生徒に対
して、通常制作する卒業アルバ
ムおよび卒業記念写真またはそ
れらの購入費をいう。以下同
じ。）

その児童また は生徒が草津 市立の小学校 等または中学 校等に在学す る準要保護者 であつて草津 市家庭学習の ための通信機 器貸与事業実 施要綱に基づ く利用者	学用品費、通学用品費、校外活 動費、通学費、修学旅行費、医 療費、学校給食費、体育実技用 具費、卒業アルバム代等および オンライン学習通信費（ICTを 通じた教育が、学校長もしくは 教育委員会が正規の教材として 指定するものまたは正規の授業 で使用する教材と同等と認めら れるものにより提供される場合 のオンライン学習に必要な通信 費（モバイルルーター等の通信 機器の購入またはレンタルに係 る費用を含む。）
--	---

」に

改める。

第5条第5項中「教育扶助」の右に「または草津市
特別支援教育就学奨励費要綱（平成28年草津市告示第
104号）第3条第1項第10号に規定するオンライン学
習通信費」を加える。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条第1項関係)

年度 児童生徒就学援助費給付申請書

草津市長宛

年 月 日

就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所

氏名

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。

2. 経済的に困っている。

口座振替依頼書

草津市会計管理者 様

年 月 日

住 所

申請者(保護者)氏名

年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号(7ケタ)
農協 銀行 信用金庫	本店 支店 出張所	
預金種目	口座名義人(※必ずフリガナを記入)	
普通・当座	フリガナ 氏名	

○委任状(必須)

①私は、学校給食費に係る援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

②私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名

○その他の承諾事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、草津市がこの申請に係る私の個人情報を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉施策(年末助け合い運動など)の対象者として当該団体に提供することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条第2項関係)

年度 児童生徒就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定申請書

草津市長宛

年 月 日

就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。	2. 経済的に困っている。
-------------------	---------------

口座振替依頼書

草津市会計管理者 様

年 月 日

住 所

申請者(保護者)氏名

年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号(7ケタ)
農協 銀行 信用金庫	本店 支店 出張所	
預金種目	口座名義人(※必ずフリガナを記入)	
普通・当座	フリガナ 氏名	

○委任状(必須)

私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名

○その他の承諾事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、草津市がこの申請に係る私の個人情報を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉施策(年末助け合い運動など)の対象者として当該団体に提供することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

別記様式第8号中「担任印」を「担任確認欄」に、「校長印」を「校長確認欄」に改め、「平成」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市告示第101号

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱（平成17年草津市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「全国大会、近畿大会または県大会」を「県大会」に、「経費で、次に定めるもの」を「交通費（最も経済的な通常の経費および方法により旅行した場合の費用とする。）」に改め、同号アおよびイを削り、同条第3号中「等の」を「または参加に際して必要となる」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 使用料および賃借料 文化部活動に必要な会場借上料等

(5) 報償費 文化部活動で依頼した外部講師謝礼別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

第3条に規定する別表に定める方法により算定した額は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ当該右欄により算定した額の合計額とする。

区分	補助金の額
均等割額	予算で定めた額の半額を中学校数で除して得た額
在籍部員数割額	予算で定めた額から均等割額を控除した額を市内の全中学校文化部登録部員数で除し、各中学校文化部登録部員数を乗じて得た額

備考

1 額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 文化部登録部員数は、補助金交付年度の6月1日現在の数とする。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条第2号関係）

草津市中学校文化部活動収入予算書		
草津市立 中学校 校長		
収入		
科目	予算額	説明
市補助金		均等割額
		在籍部員数割額
合計		
支出		
科目	予算額	説明
旅費（交通費）		
消耗品費		
経費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
報償費		
合計		

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条第2号関係）

草津市中学校文化部活動科支出予算書		
草津市立 中学校 校長		
収入		
科目	予算額	説明
市補助金		均等割額
		在籍部員数割額
合計		
支出		
科目	予算額	説明
旅費（交通費）		
消耗品費		
経費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
報償費		
合計		

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市告示第102号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第8条」を「第7条」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市告示第103号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第8条」を「第7条」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市告示第104号

草津市特別定額給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市特別定額給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱

草津市特別定額給付金給付事業実施要綱（令和2年草津市告示第179号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ステップぱーとなー草津	滋賀県草津市草津町1540番地1	仁愛株式会社 滋賀県草津市草津町1540番地1	代表取締役 小田長竜太郎 東京都西東京市柳沢二丁目1番21号 TENAPARACE401号	介護予防型 デイサービス 活動型デイサービス	令和3年 4月1日	2570601787

草津市告示第106号

公印の新調について

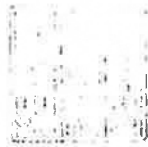
公印を新調するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

1 新調印

- (1) 草津市総合政策部専門理事之印



用 途 草津市専門理事名をもって発する文書用

開始日 令和3年4月1日

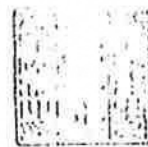
- (2) 草津市建設部理事之印



用 途 草津市建設部理事名をもって発する文書用

開始日 令和3年4月1日

- (3) 草津市新型コロナウイルス対策室長之印



(令和3年3月30日掲示済み)

用 途 草津市新型コロナウイルス対策室長名をもって発する文書用

開始日 令和3年4月1日

(令和3年3月30日掲示済み)

草津市告示第107号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年草津市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「あること」の右に「（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）。」を加える。

第7条第2項第3号を削る。

第8条第3項各号列記以外の部分および第9条第3項各号列記以外の部分中「および第3号」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 受講対象講座の指定申請、受講修了時給付金の申請および合格時給付金の申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除または寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、もしくは夫と離婚した後婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）および同項第12号中「妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻をしていない者または妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本および当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市告示第108号

草津市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱（平成22年草津市告示第263号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による廃止前の草津市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱第9条の規定による備品等を処分し、もしくは他の目的に使用する場合または譲渡し、交換し、もしくは担保に供する場合における市長への協議および市長の承認については、なお従前の例による。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年3月31日から令和3年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

道路の種別 市道

路線名 2311上笠新堂線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市新堂町字奥井134番1から	変更前	9.0~9.0	12.2	
草津市新堂町字奥井134番7まで	変更後	11.0~12.0	12.2	

路線名 2351野路矢橋線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路二丁目字瓦屋1098番2から	変更前	3.3~16.0	1878.5	
草津市矢橋町字花田214番1まで	変更後	3.3~16.0	1876.7	

路線名 2361矢橋南笠野路線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢橋町字八幡前1216番1から	変更前	5.0~7.5	70.0	
草津市矢橋町字大張234番1まで	変更後	6.0~10.0	70.0	

路線名 3408下笠外環状線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字小路751番1から	変更前	4.0~7.0	92.0	
草津市下笠町字野岸731番1まで	変更後	5.0~7.6	92.0	

路線名 3511上笠木川線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市木川町字上林1241番35から	変更前	5.4~6.0	50.2	
草津市木川町字上野1115番2まで	変更後	5.8~8.9	50.2	

路線名 3601大路渋川北線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市渋川二丁目字海堂浦292番から	変更前	10.5~13.3	42.5	
草津市渋川二丁目字海堂浦291番1まで	変更後	11.0~13.9	42.5	

路線名 3704矢橋新浜線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢橋町字開田183番7から	変更前	4.6~4.8	70.7	
草津市矢橋町字開田187番4まで	変更後	5.2~5.4	70.7	

路線名 3803木川川原線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野村二丁目字南目作444番15から	変更前	3.5~6.5	392.8	
草津市野村七丁目字南方404番まで	変更後	3.5~6.5	392.8	

路線名 3804矢倉中央線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市草津四丁目字宮町860番から	変更前	9.0~11.3	8.3	
草津市草津四丁目字宮町860番まで	変更後	9.0~11.3	8.3	

路線名 4114下寺東2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下寺町字戌田678番から	変更前	3.7~6.3	10.1	
草津市下寺町字居村705番まで	変更後	4.8~6.3	10.1	

路線名 4133下寺東6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下寺町字皆出722番1から	変更前	5.6~10.9	77.0	
草津市下寺町字皆出722番1まで	変更後	6.0~12.0	77.0	

路線名 4206志那中6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市志那中町字中出401番から	変更前	4.7~6.0	4.6	
草津市志那中町字中出401番まで	変更後	6.0~10.5	4.6	

路線名 4235志那中12号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市志那中町 字中出401番から	変更前	4.6~5.6	16.6	
草津市志那中町 字西出448番9 まで	変更後	4.6~5.8	16.6	

路線名 4325下笠25号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字 小路776番1から	変更前	2.0~3.0	100.4	
草津市下笠町字 唐戸田1479番2 まで	変更後	7.0~19.0	86.4	

路線名 5165長束4号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市長束町字 西浦314番から	変更前	3.3~3.7	41.9	
草津市芦浦町字 林寺904番3 まで	変更後	4.2~4.8	41.9	

路線名 6719大路14号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市大路一丁 目字西浦906番 から	変更前	6.6~6.9	64.3	
草津市大路一丁 目字西浦906番 まで	変更後	6.6~7.0	64.3	

路線名 7213南山田東11号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町 字桃ヶ淵484番 1から	変更前	2.1~4.0	197.2	
草津市南山田町 字桃ヶ淵468番 2まで	変更後	2.1~2.8	196.6	

路線名 7214南山田東12号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町 字桃ヶ淵466番 から	変更前	3.0~5.1	121.8	
草津市南山田町 字塚越2143番ま で	変更後	3.0~6.0	121.8	

路線名 7304橋岡西4号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市橋岡町字 庄司田111番3 から	変更前	5.1~5.2	20.7	
草津市橋岡町字 庄司田111番2 まで	変更後	6.0~6.1	20.7	

路線名 7305橋岡西5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市橋岡町字 庄司田178番2 から	変更前	2.0~5.3	15.4	
草津市橋岡町字 庄司田173番2 まで	変更後	4.9~6.7	15.4	

路線名 8172草津団地7号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市草津町字 大向1911番6か ら	変更前	4.2~5.0	246.8	
草津市草津町字 大向1911番36ま で	変更後	2.8~5.0	256.3	

路線名 8406矢倉南6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路一丁 目字三ヶ林1番 1から	変更前	2.8~7.0	357.3	
草津市野路一丁 目字金鉄落726 番5まで	変更後	3.0~9.2	360.6	

路線名 9175青地北42号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市青地町字 亀池364番7から 草津市青地町字 亀池364番7まで	変更前	6.0~9.0	4.0	
	変更後	6.0~11.8	4.0	

路線名 9213青地南13号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市青地町字 野中980番から 草津市青地町字 野中978番まで	変更前	1.5~2.8	42.2	
	変更後	2.0~2.9	42.2	

(令和3年3月31日掲示済み)

草津市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月31日から令和3年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
2311 上笠新堂線	草津市新堂町字奥井134番1から 草津市新堂町字奥井134番7まで	令和3年3月31日	
2351 野路矢橋線	草津市野路二丁目字瓦屋1098番2から 草津市矢橋町字花田214番1まで	令和3年3月31日	

2361	矢橋南笠野路線	草津市矢橋町字八幡前1216番1から 草津市矢橋町字大張234番1まで	令和3年3月31日	
3408	下笠外環状線	草津市下笠町字小路751番1から 草津市下笠町字野岸731番1まで	令和3年3月31日	
3511	上笠木川線	草津市木川町字上林1241番35から 草津市木川町字上野1115番2まで	令和3年3月31日	
3601	大路波川北線	草津市渋川二丁目字海堂浦292番から 草津市渋川二丁目字海堂浦291番1まで	令和3年3月31日	
3704	矢橋新浜線	草津市矢橋町字開田183番7から 草津市矢橋町字開田187番4まで	令和3年3月31日	
3803	木川川原線	草津市野村二丁目字南目作444番15から 草津市野村七丁目字南方404番まで	令和3年3月31日	
3804	矢倉中央線	草津市草津四丁目字宮町860番から 草津市草津四丁目字宮町860番まで	令和3年3月31日	
4114	下寺東2号線	草津市下寺町字戌田678番から 草津市下寺町字居村705番まで	令和3年3月31日	

4133	下寺東6号線	草津市下寺町字皆出722番1から 草津市下寺町字皆出722番1まで	令和3年3月31日	
4206	志那中6号線	草津市志那中町字中出401番から 草津市志那中町字中出401番まで	令和3年3月31日	
4235	志那中12号線	草津市志那中町字中出401番から 草津市志那中町字西出448番9まで	令和3年3月31日	
4325	下笠25号線	草津市下笠町字小路776番1から 草津市下笠町字唐戸田1479番2まで	令和3年3月31日	
5165	長東4号線	草津市長東町字西浦314番から 草津市芦浦町字林寺904番3まで	令和3年3月31日	
6719	大路14号線	草津市大路一丁目字西浦906番から 草津市大路一丁目字西浦906番まで	令和3年3月31日	
7214	南山田東12号線	草津市南山田町字桃ヶ淵466番から 草津市南山田町字塚越2143番まで	令和3年3月31日	
7304	橋岡西4号線	草津市橋岡町字庄司田111番3から 草津市橋岡町字庄司田111番2まで	令和3年3月31日	
7305	橋岡西5号線	草津市橋岡町字庄司田178番2から 草津市橋岡町字庄司田173番2まで	令和3年3月31日	
8172	草津団地7号線	草津市草津町字大向1911番6から 草津市草津町字大向1911番36まで	令和3年3月31日	
8406	矢倉南6号線	草津市野路一丁目字三ヵ林1番1から 草津市野路一丁目字金鉄落726番5まで	令和3年3月31日	
9175	青地北42号線	草津市青地町字亀池364番7から 草津市青地町字亀池364番7まで	令和3年3月31日	
9213	青地南13号線	草津市青地町字野中980番から 草津市青地町字野中978番まで	令和3年3月31日	

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第111号

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱（平成24年草津市告示第143号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第112号

草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱（平成24年草津市告示第144号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第113号

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成29年草津市告示第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2原則的なケアマネジメントの部基本報酬の項中「431単位」を「438単位」に改め、同部介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の項を次のように改める。

委託連携加算	300単位	介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り利用者1人につき1回
--------	-------	--

別表第2簡略化したケアマネジメントの部基本報酬の項および初回のみケアマネジメントの項中「216単位」を「219単位」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(読替規定)
- 2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、改正後の草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の別表第2中「438単位」とあるのは「439単位」と、「219単位」とあるのは「220単位」と読み替えるものとする。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第114号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第115号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定に基づき、令和3年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所および期間を次のとおり定める。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 縦覧場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部税務課資産税係
- 2 縦覧期間 令和3年4月1日（木）から令和3年5月31日（月）までの執務時間内（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- 3 縦覧に供する台帳
 - (1) 土地価格等縦覧帳簿
 - (2) 家屋価格等縦覧帳簿

（令和3年3月31日掲示済み）

草津市告示第116号

子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等として確認を行ったので、同法第58条の11第1号および第2号の規定により告示する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

特定子ども・子育て支援施設等 別紙のとおり
付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

特定子ども・子育て支援 施設等の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種別						稼働を行った年月日	備考
				不移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	一時預かり 事業 ④	病児保 育事業 ⑤	子育て援助 活動支援事 業(ファミ リートレー ナー) ⑥		
1 学校法人西平私教団心会	草津幼稚園	525-0034	草津市丁目13-24	○	○	○	-	-	-	令和元年9月26日	預かり保育事業(③)の利用時における、認可外保育施設等(②④⑤⑥)との併用可否(※欄外参照)
2 学校法人聖パウロ学園	光泉カトリック幼稚園	525-8566	野路町178	○	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用可
3 学校法人聖保キリスト教学校	福音幼稚園	525-0032	大瀬一丁目17-11	○	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用可
4 学校法人若竹学園	若竹幼稚園	525-0031	若竹町1-8	○	-	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
5 医療法人徳済会 近江聖華 徳華診療院	かがやき保育所	525-0054	東久米三丁目34-52	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
6 キッズルームたんぽぽ	キッズルームたんぽぽ	525-0031	若竹町1-13吉岡ビル 1階	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
7 社会福祉法人誠光会	聖華総合病院内託児所とつと	525-8586	久保町1000	-	○	-	○	-	-	令和元年9月26日	-
8 株式会社販売株式会社 カーニバル	近江ヤクルト販売株式会社 カーニバル	525-0027	野村一丁目22-25	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
9 財団法人近江シキライナー 子ども園	子ども園せら	525-0036	草津町1668-3	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
10 子ども園の部屋	子ども園の部屋	525-0025	西草津二丁目6-8	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
11 特定非営利活動法人エヌ ピーシーエー子どもセンター カセシキナーズ	こんぱいとう自然保育園	525-0033	東草津一丁目1-5	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
12 医療法人英善会 博愛病院	ひまわり託児所	525-0059	野路九丁目9-28 恵川ビル 2F	-	○	-	-	-	(R3B)	令和元年9月26日 令和3年2月28日(辞退)	令和元年2月末で事業廃止
13 有限会社サンサンス	フットボールセンター	525-0027	野路町丁目13-14	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
14 株式会社マンアップ	マンアップ草津センター	525-0059	野路一丁目4-16 MN-3 1F	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日	-
15 草津市	草津市立常盤こども園	525-0028	上草一丁目6-1	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可
16 草津市	草津市立常盤こども園	525-0023	牛井三丁目8-2	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可
17 草津市	草津市立草津中央こども園	525-0034	宮津三丁目13-10	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可
18 草津市	草津市立志津こども園	525-0041	青地町845	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可
19 草津市	草津市立老上こども園	525-0046	矢橋町4	-	-	○	-	-	-	令和2年3月30日	併用不可
20 草津市	草津市立三川こども園	525-0059	野路九丁目6-63	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可 令和3年4月1日に牛川幼稚園 からこども園に移行
21 草津市	草津市立常盤こども園	525-0036	志津町278	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可 令和2年4月1日に常盤幼稚園 からこども園に移行
22 草津市	草津市立常盤こども園	525-0053	久倉二丁目5-21	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可
23 草津市	草津市立久保こども園	525-0045	久保町988-1	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可
24 草津市	草津市立山田こども園	525-0053	山田町672-2	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可

特定子ども、子育て支援 提供者の名称	特定子ども、子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども、子育て支援施設等の種類					備考			
				不移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	作業 療法 ④	特別保 育事業 ⑤		子育て援助 活動支援事 業(アミ ニ、サポ ー、エン ター)等 ⑥		
25 社会福祉法人良友会	あゆみこども園	525-0025	草津二丁目13-3	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	前記より保育事業(⑥)の利用時における、認可外保育施設等(②③④⑤)との併用可否(※欄外参照)
26 社会福祉法人あさひ保育園	あさひこども園	525-0072	笠川一丁目1-10	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日(㉔-㉕) 令和2年3月30日(㉔頃(㉕))	併用不可	令和2年4月1日にあさひ保育園からこども園に移行開始。1から㉔頃(㉕)から保育事業を開始
27 社会福祉法人モンテ梭罗会	くさび愛楽保育園モンテ	525-0056	南空町777	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
28 社会福祉法人志津保育園	志津保育園	525-0041	青地町946	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可	
29 社会福祉法人さくらがわが	さくらがわがこども園	525-0057	桜ヶ丘一丁目1-2	-	-	○	○	-	-	令和2年9月26日	併用不可	
30 社会福祉法人ご縁会	さくら坂こども園	525-0041	青地町248-4	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
31 社会福祉法人ご縁会	さくら坂東こども園	525-0066	矢野町235	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日(㉔頃(㉕)) 令和3年3月30日(㉔-㉕)	併用不可	㉔、1から㉔頃(㉕)から保育事業を開始
32 社会福祉法人ご縁会	さくら坂南こども園	525-0066	久藤町189	-	-	○	○	-	-	令和2年4月26日(㉔-㉕) 令和3年3月30日(㉔頃(㉕))	併用不可	令和3年4月1日にさくら坂南保育園からこども園に移行開始。1から㉔頃(㉕)から保育事業を開始
33 社会福祉法人良友会	浜川あゆみこども園	525-0025	西成川二丁目7-7	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
34 社会福祉法人平栄会	くさみこども園	525-0029	下笠町85	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可	令和3年4月1日にくさみ保育園からこども園に移行開始。1から㉔頃(㉕)から保育事業を開始
35 社会福祉法人あゆみこども園	すまのこども園	525-0051	大川町591-1	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
36 学校法人新橋学園	たちばな大宮こども園	525-0032	大宮二丁目1-55	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
37 株式会社成基	TAMランド野宮こども園	525-0059	野宮八丁目10-10	-	-	○	○	-	-	令和2年3月30日	併用不可	
38 学校法人聖賢カトリック学園	鶴定こども園聖賢カトリック幼稚園	525-0034	南津一丁目9-21	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
39 社会福祉法人みのり	鶴定こども園みのり	525-0028	上笠一丁目1-22	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
40 社会福祉法人新栄会	鶴定こども園	525-0048	鶴定南正丁目20-21	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可	令和3年4月1日に鶴定こども園保育園からこども園に移行開始。1から㉔頃(㉕)から保育事業を開始
41 有限会社サンクス	あおば南津保育園	525-0050	南津三丁目1-2	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	
42 社会福祉法人くじら	かがやきくじら保育園	525-0048	鹿分町一丁目3-3	-	-	-	○	-	-	令和3年3月30日	-	
43 株式会社京進	京進のほいくえんHOPPA草津大橋園	525-0032	入路一丁目15-41 スケートミナ	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	
44 株式会社京進	京進のほいくえんHOPPA草津野村園	525-0050	野村六丁目11 コジックセンター1F	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	
45 株式会社HOPPA	京進のほいくえんHOPPA草津若竹園	525-0031	若竹町7-10 AC71 2F	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	

施設者(支保 提供者)の名称	特定子ども、子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども、子育て支援施設等の種類					施設を行った年月日	備考
				未移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	隔かり 保育事業 ③	一時隔か り事業 ④	隔児保 育事業 ⑤		
46 株式会社加納	草津市はまなすこども園(草津市加納)	525-0050	草津市、丁目1-11(バザンオン南 草津駅前)	-	-	-	○	-	令和3年10月26日	-
47 社会福祉法人くじら	草津くじら保育園	525-0036	草津市1988	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
48 社会福祉法人共栄会	草津コハル保育園	525-0044	草津市岡本1773	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
49 社会福祉法人御津体育会	草津体育園	525-0051	東矢倉、丁目3-22	-	-	-	○	-	令和3年3月26日	-
50 社会福祉法人野ハコロ会	北原カトリック保育園	525-0055	野野町362	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
51 社会福祉法人共栄会	さくら坂小規模保育園	525-0034	草津、丁目4-27	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
52 有限会社ボンス	第三あおね保育園(草津)	525-0055	野野町3401	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
53 有限会社ボンス	第三あおね保育園(草津)	525-0052	大津三丁目1-31 (Terrecof ish, 2-1)	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
54 特定非営利活動法人スホ ヤンス	工川なつち小規模保育園	525-0059	野野町九丁目1-38	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
55 株式会社成基	TAMランド草津園	525-0027	野野町一丁目2-2 SKキヌーブ 1F	-	-	-	○	-	令和3年9月26日	-
56 株式会社成基	TAMランド野野園	525-0059	野野町八丁目16-11	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
57 特定非営利活動法人スホ ヤンス	西沢川なつち小規模保育園	525-0025	西沢町、丁目6-51	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
58 有限会社オアシス豆の木	豆の木保育園	525-0032	大津一丁目7-1-169号 TOWER・ 111	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
59 有限会社オアシス豆の木	豆の木保育園(アトラスタワー ベニユウ草津)	525-0022	大津一丁目9-1-109号 クロスア ベニユウ草津	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
60 社会福祉法人輝栄会	レイキンド東矢倉保育園	525-0051	東矢倉、丁目6-18	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-
61 医療法人コス小児科	隔児体育室、クルミス	525-0027	野野町八丁目3-10	-	-	-	-	○	令和3年4月9日26日	-
62 社会福祉法人草津会(草津) 幼稚園	隔児体育室、陽だまり	525-8555	矢橋町1660	-	-	-	-	○	令和3年9月26日	-
63 特定非営利活動法人エス ティンダーズ(草津) 幼稚園	草津ファミリー・サポート・セン ター	525-0033	草津市、丁目1-15	-	-	-	-	○	令和3年9月26日	-

※「施設者(支保提供者)」：当該施設において、隔かり保育事業を16時00分～18時00分(草津市立)または18時00分～20時00分(草津市立)まで実施しているため、隔かり保育の対称となり、隔かり保育施設等(200000)を対称とします。
 ※「未移行幼稚園」：当該施設において、隔かり保育事業が平日8時00分～18時00分まで実施されているため、隔かり保育の対称となり、隔かり保育施設等(200000)を対称とします。

(令和3年3月31日揭示済み)